

## 通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）（案）

### はじめに

我が国は現在、世界を先導する最先端の I C T 国家として国際社会に貢献すべくユビキタスネット社会の構築に取り組んでおり、ブロードバンドの整備や放送のデジタル化を推進している。

こうしたネットワークの高度化を背景として、同一インフラの通信と放送による共用、放送番組のブロードバンド配信、通信・放送の両方に利用できる端末の出現及び通信・放送両分野の資本の連携といった、いわゆる「通信・放送の融合・連携」が進みつつある。他方、情報流通の国際化に伴い国境を越えたネットワークの接続が問題となるとともに、政治的・文化的背景の異なる人々の間で情報・知識の自由かつ安全な入手、共有、発信をどのように確保するかが世界的に議論されている。今後このような状況は一層進展すると想定され、これに制度的に対応することが求められている。

このため、総務省では通信・放送の総合的な法体系の在り方について検討を進め、2月15日、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について情報通信審議会に諮問した。これを受け情報通信審議会は同日、本件審議を行うため、情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（以下「本委員会」と呼ぶ。）を設置し、以来約半年にわたり議論を重ねてきた。

通信・放送の総合的な法体系に関しては、昨年12月に取りまとめられた「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書（以下「研究会報告書」と呼ぶ。）において、新たな法体系の基本的枠組みの骨子が示されている。本委員会としては、これを参考としつつさらに国民的な合意形成に向けた具体的検討を進めるため、この度、重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について、中間的に整理を行うものである。

なお、情報通信に関する法制度には多種多様な論点が想定されうるものの、本委員会は新たな法体系への転換に伴う課題について専門的な検討を加えるために設置されたものであり、それらの論点の全てについて検討を行うことは答申希望時期

等を踏まれば現実的ではない。したがって、本委員会では新たな法体系への転換に伴う論点についてのみ検討を行うこととし、それ以外の論点については今回は検討対象としない。

## 1. 法体系全般に関する主な論点

### (1) 法体系の全体構造の見直し

#### 【検討の必要性】

現在の通信・放送法体系の全体構造を見直す必要性については、前述の研究会報告書で詳しく論じられている。通信・放送の融合・連携の進展に伴い情報通信社会の構造が変化しつつあり、これに対応し円滑なビジネス展開や利用者の利便性向上や安全・信頼性の確保を図りうるような見直しが求められている。具体的には現行制度を抜本的に見直し、規制をできるだけ整合化・合理化することにより、新サービスや新しい事業の創出を促進する必要がある。加速する技術革新に制度面で対応できないといった齟齬を来さぬよう、同一のサービスについてそれを提供するために用いられる技術に関係なく同一の規制を適用する「技術中立的」な規制とすることや、情報流通の国際化に対応して国際的に整合性の取れた情報流通のオープン性が確保された法体系とすることにも対応する必要がある。

また、規制の見直しと情報利用環境の高度化とが相まって利用者に不都合を生じさせないように、利用者利益の確保・向上策を整備する必要がある。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

情報通信分野の産業構造は、コンテンツや伝送インフラといった情報流通における役割・機能に応じてマーケットを構成する、いわゆる「横割り型」に変化しつつある。従来のメディアの垣根を越えた新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すためには、事業毎に細かく仕切られた規律体系を廃し、情報流通に果たす機能毎にできるだけ規律対象を大括りに捉えた上でこれらに共通的な必要最小限の規制を課すに留めるよう、規制を整合化・合理化することが適切である。これにより、類似のサービスに対し包括的に適用できるような利用者利益の確保・向上策も整備しやすくなるほか、機能分離型規制の導入による技術革新への対応可能性や、横割り型に移行しつつある国際的な規制体系の見直しへの対応可能性も容易になる。

従って、現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置付け・役割の違いに応じ、関係する法律の規定を再編成してできるだけ整合化・合理化するとともに、レイヤー間の関係が

明確化された法体系に転換する方向で検討を進めることが適当である。

## (2) 新たな法体系の理念・目的

### 【検討の必要性】

上記のように現在の通信・放送法体系を情報流通の中での役割等に応じて集約、整合化、再編成する場合、どのような理念の下に関係法令を集約するのか、ユビキタスネット社会においてどのような目的・共通価値の実現を目指すのかについて示す必要がある。

### 【検討の方向・検討すべき事項】

現行制度では各々の法律によって法の目的が異なっているが、関係法令の集約、再編成を行うに際し、以下の点に関して今後具体的な検討を進めることが適当である。

- ① 研究会報告書において実現すべき基本理念とされた「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」についてどう位置付けるべきか
- ② 研究会報告書では基本理念を体現するための保護法益とされた「公正競争の促進」、「イノベーションの促進」、「国際化への対応・国際競争力の強化」についてどう位置付けるべきか
- ③ ①の「情報の自由な流通」に密接に関係する概念であり、現行の放送法の目的にもある「表現の自由の確保」をどう位置付けるべきか
- ④ 放送の視聴者やサービスの利用者等の利益の確保・向上をどのように位置付けるべきか
- ⑤ 現行法に規定されている目的である「電波の公平且つ能率的な利用」「事業の適性かつ合理的な運営」「公正な競争の促進」「公共の福祉の増進」などとの関係をどのように取り扱うべきか

## (3) 包括化の対象とすべき法律の範囲

### 【検討の必要性】

情報通信に関するインフラやサービス等に関する規律について、上記のように可能なかぎり集約・再編成を図る方向で検討する場合、現行法制のうち集約して大括り化すべき範囲を示す必要がある。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

法の目的及び法技術的な問題等を踏まえ、全体として整合性のとれた法体系とする方向で検討することが適当である。なお、法技術的な問題については本委員会の直接の検討課題ではないが、実際の立法作業において以下の点に関し検討を加えるべきである。

- ① 不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用防止法のような刑罰的な法律の扱いをどうするか
- ② 電波法等の情報通信に直接関係ない設備や自営設備等についても規律する法律、NTT法のような特定の法人に関する法律などを包括化の対象とすることが適当か

#### (4) 情報流通における配慮事項

##### 【検討の必要性】

研究会報告書では、情報通信ネットワークを介した違法情報の流通が社会に与える影響に鑑み、情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を、具体的な刑罰を伴わない形で整備することを検討すべきとしている。情報の発信者も含め情報流通を担う全ての当事者は、安全・安心なネットワーク社会を構築するための責任を等しく果たすべきであるが、そのための理念を法律上明記することの是非について検討が必要である。

##### 【検討の方向・検討すべき事項】

理念を法律に明記することは、情報通信社会の健全な発展の観点からは一定の効果があると考えられる。一方でこうした規定が情報の自由な流通を無用に萎縮させることがないように、当該規定は関係者の倫理観を呼び覚ますような倫理規定とすることが適当である。このような規定はその性質上新たな法制の通則部分に規定すべきと考えられるが、過去に議論された倫理規定の例等を参考としながら、その必要性も含め、今後具体的な検討を進めることが適当である。規定する場合にも、表現

の自由や情報を自由に入手し、共有し、発信する利用者の権利を妨げるものがないような規定ぶりについて検討を加えることが適当である。

(参考)

ユビキタスネット社会の基本原則や共通認識の総括として平成17年5月に総務省が公表した「ユビキタスネット社会憲章」では、情報倫理に関する規定として以下の事項が謳われている。

- ① すべての人は、差別、犯罪、暴力、児童虐待、青少年の健全育成の阻害等につながるICTの濫用に対し適切かつ予防的な措置を講じ、公共の福祉の増進及び適正な社会規範の確保に資するための情報倫理の確立に努めなくてはならない。
- ② 誹謗中傷等を伴う違法・有害コンテンツの発信や、受信者の同意を得ずに送信される広告・宣伝目的の電子メール等ネットワークの不適正利用についてはこれを慎むとともに、第三者の発信した違法・有害コンテンツの媒介やネットワークの不適正利用の助長については、これを避けるよう努めなければならない。
- ③ コンテンツの制作者は、ネットワークを流通するコンテンツが社会に対して多大な影響を与えることを認識し、良心に従って制作を行い、コンテンツの安全性と信頼性を確保すべきである。
- ④ ICT分野の技術者等は、取り扱う技術が人や社会の安全性に大きな影響を与える可能性があることを認識し、良心に従って研究開発を行い、技術の安全性と信頼性を確保すべきである。

## (5) 規律の国際化

### 【検討の必要性】

情報流通の国際化が本格化し、海外の情報通信ネットワークとの接続やオープン性確保の一方、海外との違法・有害コンテンツの流入・流出が課題となっている状況において、規律の国際化（整合化も含む。）について検討が必要である。

### 【検討の方向】

周波数分配等に関する国際的な取り決めの内容に従い、かつ、諸外国における通信・放送の融合・連携に対する対応動向を踏まえつつ、国際的観点から今後最低限共通に必要なと考えられる規律を積極的に整備するとともに、世界規模での自由な情報流通を担保するような規律内容とする方向で検討することが適当である。

## 2. 伝送設備規律に関する主な論点

### (1) 電波利用の目的・区分

#### 【検討の必要性】

技術革新に伴い多様な用途に利用できる伝送設備の開発が進んでおり、従来の通信や放送といった既存の利用目的・区分を越えた新しいサービスが種々の伝送設備の上で可能となりつつある。このような「融合的サービス」を提供するための制度について検討することが必要である。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することが適当である。その際、以下の点に関し検討を加えることが適当である。

- ① 無線局の免許申請において、通信・放送両方のサービスを行うための申請ができるような制度は可能か（例：利用目的を大括りにした無線局免許制度；通信と放送両方の目的を持つ無線局の申請を一括して行える制度など）
- ② 免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度は可能か（例：放送用の免許を、後からオンデマンド等の通信サービスにも使えるような目的変更を可能とする制度；一時的に利用しない周波数が出た場合にそれを他の用途に活用できるような制度など）

### (2) 電波利用手続

#### 【検討の必要性】

電波を利用した新たなサービスの円滑な市場投入や、情報通信サービス全般についての迅速で着実な事業展開を可能とするために、電波利用手続の在り方について検討することが必要である。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

新サービスを円滑に普及させる観点から、伝送サービス事業者やコンテンツ配信

サービス事業者等が使用するいわゆる事業者用無線局について、迅速に事業者を選定、周波数配分できるようにする方向で検討を行うことが適当である。

例えば、新たなシステムの導入のために必要な手続の簡素化が可能かや、広範囲で同一の周波数帯を使用することが必要なサービスの円滑な普及を図るために、現在は携帯電話等の移動通信システムの構築にのみ認められている特定基地局の開設計画の認定制度について、他の事業者用無線局にも対象を拡大することが可能かについて検討を加えることが適当である。

### 3. 伝送サービス規律に関する主な論点

#### (1) 伝送サービス規律の再編

##### 【検討の必要性】

有線テレビジョン放送に係るチャンネルリースや受託放送など他人の編集した放送番組を伝送するサービスについては、現行制度上は一部を除き電気通信事業法の適用が除外されている。新たな法体系への移行に際し、こうした外形上「電気通信事業」（電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業）に該当し得るサービスの制度上の位置付けなど現行規律の再編について検討することが必要である。

##### 【検討の方向・検討すべき事項】

放送番組伝送サービスも含めた多種多様な伝送サービスが簡素な手続で円滑に事業展開されることを促進する観点からは、外形的に伝送サービスとして共通に括りうるものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図るとともに、当該体系で捉えきれない部分に関して特別規定や適用除外規定を設けることについて検討するのが適当ではないか。例えば、

- ①有線テレビジョン放送施設にはその地域独占傾向にかんがみて設置許可制が導入されていること
- ②受託放送事業者が委託放送事業者より優位な立場に立つ傾向があることから提供料金に関し差別的取扱を禁止していること

等の放送番組伝送サービスに特有の事情について伝送サービス規律として何らかの規律を適用すべきか検討を加えることが適当である。

#### (2) 伝送サービス規律の適用対象

##### 【検討の必要性】

伝送サービスに関する規律を一元化する場合、規律の適用対象は原則として事業を営む者とし、必要に応じて非営利で事業を行う者に関する規律を設けることとする現行の事業規制を基本とした場合、現行の有線テレビジョン放送法の規律の対象となっている非営利の難視聴対策組合等、非営利で伝送サービスを提供する者に

関してどのような規律を設けるべきか検討することが必要である。

**【検討の方向・検討すべき事項】**

規律の内容についてはその必要性を精査し、必要最小限のものに限定するとともに、規律の適用対象についてもその規律の内容にかんがみ真に必要な者が対象となるよう検討することが適当ではないか。

## 4. コンテンツ規律に関する主な論点

### (1) メディアサービス（仮称）の範囲

#### 【検討の必要性】

情報通信の高度化に伴って、コンテンツ配信を行う多種多様なサービスが出現しており、今後特別な社会的影響力を持つ新しいサービスの出現も想定し得る。このため、新たな法体系においてもその影響力に着目して規律対象とすべきサービス（メディアサービス（仮称。以下同じ））の範囲について検討することが必要である。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

規制範囲の無用な拡大を避ける観点、また放送以外に規律対象とすべきサービスがない現状を踏まえ、従来の放送の概念（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信）に範囲をとどめる方向で検討することが適当ではないか。その際、現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義を見直す必要はないかについて検討を加えることが適当である。

### (2) メディアサービスの区分

#### 【検討の必要性】

現行放送規律は、国民生活に欠かせない基本的な情報の提供という公共的な役割を担う基幹的な放送から、娯楽等に特化した専門チャンネルまでほぼ一律の規制を適用しているが、メディアの多様化が今後も進展することを踏まえ、メディアサービス規律の区分について検討する必要がある。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

災害報道等の公共的役割を果たす存在は引き続き必要とされる一方、事業展開の円滑化及び表現の多様性確保の観点からは従前の規制はできるだけ合理化することが望ましいことから、特別な公共的役割を担うものとそれ以外を区分して規制する方向で検討することが適当である。その際、この「特別なメディアサービス」に

求められている機能・役割とは何かについて具体的に検討し、現状を十分踏まえてその具体的範囲について検討を加えることが適当である。

### (3) メディアサービスに関する具体的規律

#### 【検討の必要性】

メディアサービスの区分を踏まえ、各々に適用される規律の具体的内容について検討を行う必要がある。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

事業展開の円滑化及び表現の多様性確保等の観点から、現行の放送に関する規律を土台として検討することが適当である。その際、サービス品質等も考慮しつつ、以下の事項等について個別に必要性等について検討を加えることが適当である。

- ① 特別なメディアサービスについて現在の規制を見直すべき事項があるか
- ② その他のメディアサービスについて次に掲げる規制を合理化することは可能か（他のメディアサービス事業者がこれらの規制が適用されたコンテンツを同時再送信する場合の取扱いを含む。）

「番組準則（政治的公平の確保、論点の多角性等）」

「調和原則」

「解説字幕番組」

「番組審議会」

「番組保存」

「災害放送」

「広告規制」

「候補者放送」等

### (4) マスメディア集中排除規制

#### 【検討の必要性】

情報通信ネットワークの発展に伴うメディアの多様化を踏まえ、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにすべきとの観点から設け

られている「マスメディア集中排除規制」の在り方について検討する必要がある。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義および重要性は失われないことから、マスメディア集中排除規制を維持する方向で検討することが適当である。

#### (5) オープンメディアコンテンツ（仮称）に関する規律

##### 【検討の必要性】

メディアサービスとして提供されるもの以外の「公然性を有する情報通信コンテンツ」（オープンメディアコンテンツ（仮称。以下同じ））については、その受信者が不特定であることから、表現の自由と他の法益との衝突を調整する規律の在り方を検討することが必要である。

##### 【検討の方向・検討すべき事項】

オープンメディアコンテンツに係る違法・有害情報対策については、いわゆるプロバイダ責任制限法の枠組みを適用し、当面は行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当である。その際、

① 現在は私法上の権利侵害情報のみがプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大することが必要か

② 有害情報についてどのような対策が必要か

といった観点からも検討を加えることが適当であり、国会等における議論や法制化の状況も十分踏まえて検討することが必要である。

## 5. プラットフォーム規律に関する主な論点

### (1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け

#### 【検討の必要性】

ネットワーク機能が高度化する中で、様々なサービスを提供するための基盤となる情報通信プラットフォームが重要な役割を果たしつつある。研究会報告書では「現時点ではプラットフォームを他のレイヤーから独立した規制として立法化する必要性は大きくはない」としているところ、昨年いわゆる放送プラットフォーム事業（有料放送管理事業）に係る規制が創設されたことも踏まえ、こうした機能に係る規律の取扱いを検討する必要がある。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

規律の対象とするプラットフォームの概念を明確にした上で、放送プラットフォーム事業（有料放送管理事業）について、新たな法体系への移行に際してコンテンツ規律とは区分して規定することが必要か検討すべきである。その際、これ以外のプラットフォーム等を他から区分して位置付ける必要性について、公正競争確保の観点も踏まえ、検討を加えることが適当である。

## **6. レイヤー間の規律に関する主な論点**

### (1) レイヤー間の紛争処理

#### **【検討の必要性】**

新たな法体系への移行に際し、異なるレイヤーに属する事業者間の紛争への対応策について検討することが必要となる。

#### **【検討の方向・検討すべき事項】**

現在の電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案は電気通信事業者間の紛争に限られているが、これをレイヤー間の紛争も含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討することが適当である。その際、地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯等も十分踏まえて検討を加えることが適当である。

### (2) レイヤー間規律の在り方

#### **【検討の必要性】**

レイヤー型の法体系に移行するに際し、各レイヤー内はもとより、レイヤー間規律の在り方について検討することが必要となる。

#### **【検討の方向・検討すべき事項】**

現行の電気通信事業法における公正競争確保のための規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討を加えることが適当である。

また、表現の多様性確保等の観点からのレイヤー間規律についてその必要性も含め総合的な検討を行うことが必要である。

## 7. 利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点

### (1) 利用者利益の確保・向上のための規律の内容

#### 【検討の必要性】

現行制度では各々の法律毎に利用者利益の確保・向上のための規定に差異が存在しているが、情報通信ネットワークの高度化やサービスの融合・連携の進展を踏まえ、利用者が安心して各種サービスを利用するための利用者利益の確保・向上のための規律の在り方について検討することが必要である。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

新たな法体系の移行に際して情報通信サービスに関する規制の大括り化及び規制緩和が行われることを踏まえ、セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規定を整備する方向で検討することが適当である。その際、以下の点について検討を加えることが適当である。

- ① 伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定（現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等）について、メディアサービス等の情報通信サービス全体に適用することは必要か、及び充足すべき規定はないか
- ② 利用者を直接救済する規定として、例えば、問題発生時に利用者からの解除権や取消権のような民事的な効果を付与することは必要か
- ③ 利用者利益の確保・向上の観点から、情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いについてどのような制度を整備することが必要か
- ④ このほか、利用者の権利実現や利用者の教育啓発という観点から、どのような規定が必要か

## **8. その他の論点**

### (1) 特定の法人の位置付け

#### **【検討の必要性】**

新たな法体系への移行に際し、法律で規定された特定の法人であるNTT及びNHKの組織・業務に関する規定の位置付けを整理する必要がある。

#### **【検討の方向】**

新たな法体系への移行に際しては、特定の法人に関する規定も含め、法制度が実現すべき目的及び法技術的な問題等を踏まえ、全体として整合性のとれた法体系とする必要がある。

いずれにしても、NTT及びNHKの業務内容の在り方については、総合的な法体系の在り方に直接影響するものではないことから、本委員会の検討対象とはならないものである。

### (2) 既存事業者の位置付け

#### **【検討の必要性】**

新たな法体系への移行に際し現行法による許認可等が失効することから、現行制度下で通信・放送に関する業務を行う者に対する取扱を検討する必要がある。

#### **【検討の方向・検討すべき事項】**

新たな法体系への移行により大きな混乱と不利益を引き起こすことのないよう、新制度への円滑な移行のための経過措置を設ける方向で検討することが適当である。

具体的には、現行の通信・放送法制に基づいて業務を行っている事業者については新たな法体系への移行に際し現在の地位を実質的に承継することとし、新旧制度の規律内容を十分踏まえて個々の事業に最適な経過措置の内容について検討を加えることが適当である。

### (3) 技術基準

#### 【検討の必要性】

現行制度では、電波法等の設備規律に加え、電気通信事業法や電気通信役務利用放送法等のサービス規律においても、省令等で技術基準が定められている。これらの法律を新たな法体系に再構築するにあたり、技術基準の在り方について検討することが必要である。

#### 【検討の方向】

新たな法体系への移行に合わせ、現行各法律に基づく技術基準についても規定を再編成する方向で検討することが必要である。その際、現行制度においてはサービス毎に異なっている技術基準の規律内容をレイヤー毎に可能な限り共通化するとともに、必要最小限の水準とすることが可能か検討を加えることが適当である。

他方、災害報道等の特別な公共的役割を果たす「特別メディアサービス」に関する技術基準については、近年多発している放送中止事故等の実情や電気通信事業法によって通信システムに課せられている安全性・信頼性の観点からの技術基準との異同を踏まえつつ、その在り方について検討を加えることが適当である。すなわち、「特別メディアサービス」の伝送設備規律に係る検討課題として、システムの信頼性、事故時の早期復旧体制、サービスのカバーエリア、サービス品質、対象となる設備範囲等の在り方について検討する必要がある。

### (4) 有線テレビジョン放送に関する規律の取扱い

#### 【検討の必要性】

有線テレビジョン放送に関する規律については、現行法ではコンテンツ、伝送サービス及び伝送設備規律が一体的に規定されているが、新たな法体系に移行するにあたり、これら規律の取扱いについて検討することが必要である。

#### 【検討の方向・検討すべき事項】

受信者利益の保護を基本としつつも、有線テレビジョン放送をできるだけ簡素

な手続きで円滑に提供できるよう配慮し、情報流通の中での位置付けに応じて現行の規律を再整理する方向で検討することが適当である。その際、放送の同時再送信の位置付け、小規模な自営の難視聴対策施設の取扱い、及び受信障害発生区域における義務再送信に係る規律の適用の必要性についても検討を加えることが適当である。

## おわりに

### (1) 行政組織

法体系の見直しに際しては、その制度を運用する行政組織の在り方についても検討課題となろう。これについては、今後具体的な制度設計の検討を行った上で、当該制度にふさわしい行政組織の在り方について海外の実態なども踏まえつつ検討する必要がある。

### (2) 包括的なユビキタスネット法制

情報通信に関する個々の課題については、通信・放送法制のほか、著作権法、個人情報保護法などで個別に措置してきた。よりよいユビキタスネット社会の実現という観点からは、本委員会における検討に加え、今後、関係府省が連携して既存法制を検証、課題を再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」として再設計することが可能かについても議論されることが望ましい。

### (3) 今後の検討の進め方

この度の中間論点整理に関しては、情報通信政策部会及び情報通信審議会総会に審議経過等を報告するとともに、内容について広く国民の方々から意見を伺うべくパブリックコメントを実施する。そこで得られた意見については今後の検討に反映することとする。

またこの論点整理に掲げられた各論点については、今後いくつかのカテゴリーに区分し、ここに掲げることのできなかつた論点も含めて、それぞれの論点について具体的制度設計に向けた検討を行うワーキンググループをカテゴリー毎に設置して更なる検討を進めることとする。